

単価契約仕様書

環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課

(担当：木田、金崎 電話：222-3952)

件名	(単価契約) 不用物品売却 (古着類 上京リサイクルステーション) 下半期
予定数量	(古着類) 73,000kg
契約期間	令和8年10月1日 ～ 令和9年3月31日
契約条件	欄外「売却に関する仕様書」のとおり

売却に関する仕様書

本仕様書は、令和8年度下半期において、京都市（以下「甲」という。）の不用物品のうち甲が回収する家庭から排出された古着類を、売却業者（以下「乙」という。）へ売却する事務に関し必要な事項を定めるものとする。

- 1 甲が売却により乙へ引き渡す古着類は、甲が市民からの持ち込みなどにより回収し、次項に記載するストックヤードで保管するものとする。取り扱う古着類は、古着（浴衣、着物、デニム生地 of 衣類、スカート、ダウンジャケット、子供服（ベビー服含む。）、はんでん、セーター、靴下、下着類を含む。）、古布（タオル、手ぬぐい、ハンカチ、布団カバー、枕カバー、シーツ、毛布、風呂敷等）、帽子とする。

※ その他の異物が含まれる可能性があるが、すべて引き取ること。

- 2 古着類の引取場所は、以下のストックヤードとする。

名 称	所在地
上京リサイクルステーション	京都市上京区甲斐守町 100

- 3 乙のストックヤードへの引取回数、曜日は以下のとおりとする。

なお、積込み、引取り及びその他の作業について、細心の注意を払って行うこと。

名称	引取回数	曜日（祝日等を含む）	備考
上京リサイクルステーション	3 回以上／週	月曜日～日曜日のうち、いずれかの曜日に回収を行うこと。ただし、土曜日又は日曜日の回収を必須とする。	前回の回収日から 1 開庁日以上空けること。

- 4 乙は、古着類の引取りについて、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 原則、引取当日に全量を引き取ることとし、万が一、全量の引取りができない場合には、甲と調整のうえ、翌日には必ず引き取ること。また、引取時間帯は、9時から17時までとする。
- (2) 発生量が多くなり、ストックヤードでの保管が困難になった際などには、甲が乙の施設へ持ち込むことも可とすること。
- (3) その他、発生量の多寡や休日の引取りなどの事情により、引取日時を調整する必要があるときは、予め甲乙協議する。

- 5 乙は、運搬に使用する車両の種別を予め甲へ連絡しなければならない。

- 6 乙は、古着類の積込み、引取り及びその他の作業において、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 積荷が輸送中に飛散しないように注意すること。
- (2) 甲の職員の作業に支障を生じないように注意すること。
- (3) 作業に当たっては、甲の職員の指示に従うこと。
- (4) 作業に伴い生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害を除く。）は、乙が責任を負うこと。

- 7 乙は、古着類の売却事務において、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 毎回の回収量を計量し、毎月末に報告すること。
 - (2) 毎月月末を締切りとし、翌月 5 日までに見積書を提出すること。
 - (3) 甲の発行する納入通知書により、発行日から 14 日以内に代金を納入すること。
 - (4) 京都市契約事務規則及び関係法令を遵守すること。
- 8 引き取った古着類に含まれる異物については、乙の責任において適正に処理を行うこと。
- 9 予定数量は、過去の実績に基づく予測によるものであり、甲の都合により増減する。大幅な増減があっても、甲は何ら補償しない。
- 10 甲は、やむを得ない事情等により引取場所や引取日時等を変更する可能性がある。引取場所等を変更する場合は、事前に甲乙で協議する。
- 11 本仕様書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議により定める。